

被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付実施要領

(目 的)

第1 この実施要領は、東日本大震災により特に甚大な被害を受けた福島県相双地域等において従事する介護人材不足に対応するため、社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する被災地における福祉・介護人材に対する介護職員初任者研修等の受講料及び就職準備金（以下「奨学金」という。）の適正な貸付業務に資するために必要な事項を定める。

(定 義)

第2 この実施要領において「介護保険施設等」とは、介護保険法に規定する介護保険施設、（介護予防）居宅サービス事業所、（介護予防）地域密着型サービス事業所、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する老人福祉施設その他県社協会長が適当と認める事業所をいう。

(実施主体)

第3 この奨学金の貸付は、県社協が実施する。

2 県社協は、奨学金の貸付事務を処理するにあたり、第2により規定する介護保険施設等と緊密な連携を図るよう努める。

(貸付対象者)

第4 奨学金の貸付の対象者は、次の（1）又は（2）の要件を満たす者であって、（3）に該当する者とする。

（1）福島県外に居住している者（県外避難等により福島県内に住所を有しながら福島県外に居住している者を含む。）で、相双地域（相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）、いわき市及び田村市（以下「相双地域等」という。）に所在する（東日本大震災により被災して以降、一時的に相双地域等の区域外で運営している場合を含む。）介護保険施設等で介護等の業務に従事することが内定または決定している者。

（2）避難指示区域（南相馬市小高区、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、檜葉町、飯舘村、葛尾村、川内村、川俣町山木屋地区、田村市都路地区）から避難し、福島県内に居住している者が、避難指示が解除された区域に所在する介護保険施設等で介護等の業務に従事することが内定または決定している者。

（3）介護保険法施行規則（平成 11 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程として、福島県又は福島県知事が指定した者が行う研修課程（以下「介護職員初任者研修」という。）を受講する者。

ただし、次に該当する者については、介護職員初任者研修に代えて、福島県が定める研修を受講する者とする。

ア 介護福祉士

イ 改正社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 5 号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は福島県知事の指定した養成施設（いわゆる実務者研修）を修了した者

ウ 介護職員初任者研修を修了した者

エ 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年 3 月 2 日厚生労働省令第 25 号）による改正前の介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員に関する一級課程又は二級課程を修了した者

2 世帯赴任加算等及び自動車輸送費用等加算の貸付対象者は、次に該当する者に限る。

- (1) 世帯赴任加算等は、貸付申請時において生計を同一にする同居の家族（扶養している３親等以内の親族や配偶者）がいる者であって、介護保険施設等への就職にあたり当該家族とともに世帯で赴任する者または当該家族と別居し単身で赴任する者
- (2) 自動車輸送費用等加算は、介護保険施設等への就職にあたり、赴任先までの自家用自動車等の輸送を必要とした者または新規に自家用自動車等を購入した者

(貸付対象者の募集人数)

第５ 貸付対象者は、予算の範囲内において募集する。

(貸付回数及び貸付額)

第６ 貸付回数は１人当たり１回限りとし、奨学金の貸付額は以下のとおりとする。なお、奨学金として、介護職員初任者研修又は福島県が定める研修の受講料を貸付せずに、就職準備金のみ貸付することはできない。

ただし、福島県が定める研修を受講する者であって、研修受講者に受講費用の負担を求めない研修を受講する場合は、この限りではない。

- (1) 介護職員初任者研修又は福島県が定める研修の受講料（研修実施機関に支払う授業料実習費、教材費を含む。） 150,000 円以内（実費相当）
- (2) 就職準備金（金額は千円単位）
- ・常勤職員（正規及び非正規職員） 500,000 円以内
 - ・非常勤職員（週 20 時間以上） 300,000 円以内
 - ・非常勤職員（週 20 時間未満） 150,000 円以内

ただし、次に定める額を、就職準備金に加算することができる。

ア 世帯赴任加算等

- ・世帯赴任の場合 本人 125,000 円と家族 1 名につき 50,000 円
- ・単身赴任の場合 本人 200,000 円

イ 自動車輸送費用等加算

次の①又は②のいずれか 200,000 円以内（実費相当）

- ①自家用自動車等を所有している場合は、輸送費用
- ②自家用自動車等を新規購入した場合は、登録手続代行料のほか、車庫証明費用、納車費用、下取り費用、リサイクル費用、自賠償保険料等の購入手続きに係る費用

(貸付方法及び利子)

第７ 奨学金の貸付は、社会福祉法人福島県社会福祉協議会長（以下「県社協会長」という。）と第４による貸付対象者との契約により貸付ける。

２ 奨学金の貸付利子は、無利子とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者（以下「借受人」という。）が正当な理由がなく奨学金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、延滞利子を徴収する。

(貸付の申請)

第８ 貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就職した日の属する月の翌々月末までに次の書類を県社協会長に提出する。なお、県社協会長は次の書類のほか、必要と認める書類の提出を申請者に求めることができる。

- (1) 被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付申請書（様式１の１）
- (2) 申請者の本人確認ができる書類（運転免許証又はマイナンバーカード等の写し）
- (3) 研修受講に関連する書類（以下①～④のいずれか）
- ①受講料の支払いが完了している場合：領収書の写しと参加決定通知の写し
 - ②受講料の支払いが完了していない場合：参加決定通知の写しと誓約書（様式２）

- ③参加が決定していない場合：研修案内の写しと誓約書（様式２）
- ④受講する研修が未定の場合：誓約書（様式２）
- （４）申請者の住民票（世帯全員分、発行後３か月以内）
- （５）労働条件通知書の写し
- （６）採用時の履歴書の写し
- ※以下、該当する者のみ
- （７）有する資格証明書の写し
- （８）世帯赴任加算等・自動車輸送費用等加算に係る申請書（様式１の２）
- （９）扶養していることが確認できる書類（保険証又は源泉徴収票の写し）
- （１０）世帯赴任加算等の申請にあたり単身赴任の場合、別居する世帯の住民票（別居する世帯全員分、発行後３か月以内）
- （１１）自動車輸送費用等の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
- ※連帯保証人が個人の場合
- （１２）連帯保証人の本人確認ができる書類（運転免許証又はマイナンバーカード等の写し）
- （１３）連帯保証人の住民票（発行後３か月以内）
- （１４）連帯保証人の所得を証明する書類（所得証明書又は源泉徴収票の写し）
- ※連帯保証人が法人の場合
- （１５）被災地における福祉・介護人材に対する奨学金法人保証申込書（様式１５）
- （１６）履歴事項全部証明書（発行後３か月以内）
- （１７）直近２年間の決算書類（総括分のみ）
 - ①貸借対照表
 - ②事業活動収支計算書（損益計算書）
- （１８）連帯保証に関する法人としての決定が確認できる書類
 - ①法人理事会議事録・取締役会等の議事録（写）
 - ※理事会等の議事録の写しが添付できない場合
 - ②被災地における福祉・介護人材に対する奨学金法人保証承諾書（様式１６）
- （１９）被災地における福祉・介護人材に対する奨学金連帯保証についての申出書（様式１７）

（連帯保証人）

第９ 申請者は、連帯保証人を立てなければならない。連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当する個人または法人とし、申請者と連帯して貸付けた奨学金の返還債務を負担する。ただし、申請者が未成年である場合には、連帯保証人は法定代理人とする。

- （１）次の基準を全て満たす個人
 - ア 日本国籍を有する者又は永住者
 - イ 独立の生計を営む成年者
 - ウ 保証能力を有する者
- （２）次の基準を全て満たす法人
 - ア 福島県内において返還免除の対象となる介護保険施設等を営んでおり、申請者の就労先（内定を含む）となっている法人
 - イ 連帯保証人として、返還完了まで借受人の債務を保証することを理事会又は取締役会等で決定していること
 - ウ 保証能力を有する法人
- ２ 前項の法定代理人がその債務を負担することが難しいと判断される場合は、法定代理人に加え債務を連帯して負担できる者を連帯保証人として立てる。

（審査及び決定）

第１０ 県社協会長は、申請者から提出があった書類を審査し、貸付の可否を決定する。

- 2 県社協会長は、前項による審査の結果を被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付（承認・不承認）決定通知書（様式3）により、申請者に通知する。

（貸付に係る契約等）

第 11 奨学金の貸付決定の通知を受けた申請者は、通知のあった日から起算して 14 日以内に、次の書類を県社協会長に提出する。

- （1）被災地における福祉・介護人材に対する奨学金金銭消費貸借契約書（様式4） 2部
- （2）被災地における福祉・介護人材に対する奨学金送金口座（申込・変更）申請書（様式5）
- （3）被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付 個人情報の取扱に関する同意書（様式6）（借受人と連帯保証人各1部）
- （4）その他県社協会長が必要と認める書類

- 2 前項による期間内に書類の提出がない場合は、奨学金の貸付を辞退したものとみなす。

（奨学金の交付）

第 12 県社協会長は、第 11 により書類を受理したときは、当該貸付決定に係る奨学金を交付する。

- 2 奨学金は、被災地における福祉・介護人材に対する奨学金送金口座（申込・変更）申請書（様式5）により申出があった口座に送金する。

（貸付契約の解除）

第 13 県社協会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該借受人ととの貸付契約を解除する。

- （1）対象地域の介護保険施設等において介護等の業務に従事しなかったとき又は返還債務が免除となる業務従事期間を満たさずに離職したとき。
- （2）業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- （3）虚偽その他不正な手段により貸付を受けたことが明らかになったとき。
- （4）その他貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

- 2 県社協会長は、借受人が貸付を辞退し、貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除する。

（返還）

第 14 借受人が、次の各号の一に該当する場合（災害、本人の疾病・負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、貸付を受けた奨学金を一括又は月賦による均等払（端数が生じる場合には初回の返還金に上乗せする。）により、10 年を上限に返還しなければならない。

- （1）奨学金の貸付契約が解除されたとき。
- （2）対象地域の介護保険施設等において介護等の業務に従事しなかったとき又は返還債務が免除となる業務従事期間を満たさずに離職したとき。
- （3）業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

- 2 虚偽その他不正な手段により奨学金の貸付の申請及び貸付を受けたことが明らかになったときは、直ちに貸付決定の取消しを行い、奨学金の貸付を受けた場合は県社協会長が指定する期日までに一括返還しなければならない。

（返還計画の申請等）

第 15 借受人は、第 14 第 1 項に該当するに至ったときは、その日から 14 日以内に次の書類を県社協会長に提出しなければならない。

- （1）被災地における福祉・介護人材に対する奨学金返還計画申請書（様式7）

- 2 県社協会長は、前項による返還計画の申請があったときは、県知事に協議し、被災地におけ

る福祉・介護人材に対する奨学金返還通知書(様式8)によりその結果を当該借受人及び連帯保証人に通知する。

(返還債務の履行猶予)

第16 県社協会長は、借受人が災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるときは、当該事由が継続している期間、履行期限の到来していない返還債務の履行を猶予することができる。

(返還猶予の申請等)

第17 借受人は、第16に該当するに至ったときは、速やかに次の書類を県社協会長に提出しなければならない。ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあつては県社協会長が認めた者の代理申請等を認める。

(1) 被災地における福祉・介護人材に対する奨学金返還猶予申請書(様式9)

(2) やむを得ない事由が確認できる書類

2 県社協会長は、前項による猶予の申請があつたときは、審査のうえ、被災地における福祉・介護人材に対する奨学金返還猶予申請結果通知書(様式10)により、その結果を当該借受人に通知する。

(返還債務の免除)

第18 借受人が対象地域の介護保険施設等に就職し、介護の業務に一定期間従事した場合には、(1)、(2)に定めるところにより貸付した奨学金の返還を免除する。

ただし、従事する法人の人事異動等により、奨学金の貸与を受けた者の意思によらず、対象地域以外の地域において介護等の業務に従事した期間については、介護等の業務に従事した期間として算入する。

(1) 研修受講料

対象地域の介護保険施設等において介護等の業務に2年間従事した場合は返還を免除する。

(2) 就職準備金

・貸付額が300,000円以下の者 1年間(全額返還免除)

・貸付額が300,000円を超える者 1年間(30万円)

・貸付額が300,000円を超える者 2年間(貸付総額から30万円を控除した額)

2 前項に規定する業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは、貸し付けた奨学金に係る返還債務を免除できる。

(返還債務の免除の申請等)

第19 借受人は、第18に該当するに至ったときは、速やかに次の書類を県社協会長に提出しなければならない。ただし、借受人が未成年のときは連帯保証人、成人にあつては県社協会長が認めた者の代理申請等を認める。

(1) 被災地における福祉・介護人材に対する奨学金返還免除申請書(様式11)

(2) 在職証明書(様式12)

2 県社協会長は、前項による免除の申請があつたときは、県知事に協議し、被災地における福祉・介護人材に対する奨学金返還免除申請結果通知書(様式13)により、その結果を当該借受人に通知する。

(業務従事期間の計算)

第20 奨学金の返還免除期間の算定の基礎となる業務従事期間の計算は、介護等の業務等に従事した日から2年間従事した日又は業務に従事しなくなった日の前日までの期間とする。

ただし、災害、本人の疾病・負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった期間は、当該業務従事期間には算入しない。

(返還債務の裁量免除)

第 21 県社協会長は、借受人等が次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において、県知事に協議の上、免除できる。ただし、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り個別に適用する。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた奨学金を返還することができなくなったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く）の全部又は一部。
- (2) 長期間所在不明となっている場合等、奨学金を返還させることが困難であると認められる場合であって、最終返還期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部。

(延滞利子)

第 22 県社協会長は、借受人が正当な理由がなく奨学金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収する。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときには、当該延滞利子を債権として調停しないことができる。

(届出義務)

第 23 借受人等は、貸付けた奨学金の返還が終わるまで、又は返還の債務の免除が行われる期間、次に掲げる事由が発生したときは、被災地における福祉・介護人材に対する奨学金届出事項変更届（様式14）を県社協会長に提出しなければならない。

- (1) 借受人及び連帯保証人の氏名、住所、勤務先、その他の重要な事項に変更があったとき。
 - (2) 借受人が業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
 - (3) 借受人が研修の受講を中止したとき又は研修を修了しなかったとき。
- 2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は被災地における福祉・介護人材に対する奨学金届出事項変更届（様式14）に事実を証明する書類を添えて直ちに県社協会長に提出しなければならない。
- 3 前項による届出は、貸付けた奨学金に係る債務が消滅したときは、この限りでない。

(その他)

第 24 県社協会長は、この要領に定めるもののほか、奨学金の貸付の目的を達成するため、申請者又は借受人、所属する介護保険施設等の長から必要に応じて書類の提出又は報告を求めることができる。

- 2 この要領の実施に関し必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年9月9日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月21日から施行し、令和7年4月1日から適用する。